

一般社団法人  
日本トルコ民間友好協会  
会 則

令和元年11月1日 制定

# 第一 総 則

(名称、事務所)

第1条 本会は一般社団法人 日本トルコ民間友好協会と称し、その事務局を大阪府堺市に置く。

(目的)

第2条 本会は、日本とトルコ共和国を中心として世界中の人々の文化交流や経済交流を支援する事を目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 日本及びトルコ共和国の文化経済団体との交流支援
- (2) 日本及び世界各国の教育機関等の交流支援
- (3) 日本国内での海外文化経済の普及活動
- (4) 企業及び民間団体への経営コンサルティング業務
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(運営の原則・機密保持と権利)

第4条 本会の運営に当たっては、会員の善意と相互信頼をすべての活動の基本とする。

- 2 会員は、本会の活動を通して知り得た情報等について、他の会員の利益を損なうことのないよう、秘密の保持に努める。  
また、退会後も秘密保持の義務を負い、違約した場合は、その責任を追及される場合がある。
- 3 会員相互による技術開発その他の交流成果については、必要に応じて会に報告する。
- 4 会員は、本会の活動を通して発生した権利等についての所有権は、関係した企業・会員が有する。  
権利の使用については当事者間で協議の上決定する。

(委任)

第5条 この会則で定めるもののほか、本会の運営及び事業の執行に必要な事項は、理事会において決定する。

## 第二 会 員 等

### (構成)

第6条 本会は、第7条に定める会員をもって構成する。

- 2 本会の参加者は、入会金を支払い事務局で承認された者でなければならない。

### (会員)

第7条 次に掲げるものを、会員とする。

- (1) 本会の趣旨に賛同し、参加を希望する企業又は個人

### (入会)

第8条 本会に入会を希望するものは、会員の紹介を受け、事務局に申し込む。

- 2 前項の入会の承認は、会員の推薦を受け、1名以上の理事の賛同を得ることを必要とする。
- 3 入会の承認を得たものは、所定の入会金を納入したとき会員となる。
- 4 会員の紹介により、会員以外の者がオブザーバーとして参加することができる。
- 5 オブザーバーについては紹介会員の責任のもと参加する。
- 6 オブザーバーは会の趣旨を理解し、機密保持に関する誓約書を提出する。
7. オブザーバーの参加は事前に全理事に通知する。

### (会費ならび入会金)

第9条 本会の入会金は、理事会で取り決めた別紙記載の金額とする。

年会費は、原則として入会月に1年分を前納する。

- 2 第1項のほか臨時に必要となる経費に充てるため、理事会の決定により臨時会費を徴収することができる。
- 3 会費は本会運営に必要な経費に充てる。
- 4 入会金ならび年会費は一切返金はしない。(中途退会や自主退会)

## 第三 役員

(役員)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事長（会長） 1名
- (2) 副理事長（副会長） 1名
- (3) 理事 1名以上
- (4) 事務局長 1名
- (5) 会計（理事兼任） 1名

(役員の内免)

第11条 理事長は、社員総会において選任し、又は解任する。

- 2 その他の役員も社員総会において選任し、又は解任する。
- 3 理事は2つ以上の役職を兼任することができる。
- 4 任期途中で相当な事由により役職を継続できない場合は、理事会において交代することができる。その際、即時に全会員に通知する。

(役員の内期)

第12条 役員の内期は、2年とする。

- 2 役員は、再任できる。
- 3 役員は、任期終了後、後任者が就任するまでの期間引き続きその職務を行う。

(役員の内務)

第13条 理事長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副理事は理事長を補佐し、理事長が事故、病気などにより欠ける場合は、その職務を代理又は代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、本会を運営し、事業を執行する。
- 4 会計は、本会の活動に係わる経理処理を行う。
- 5 事務局は、本会の活動に係る事務処理を行う。

## 第四 機関及び組織

(機関)

第14条 本会に、次の機関を置く。

- (1) 社員総会
- (2) 理事会
- (3) 事務局

(社員総会)

第15条 社員総会（以下「総会」という。）は、最高の議決機関であり登記上の社員をもって組織する。

- 2 総会は、定期総会と臨時総会の2種とし、理事兼務社員が招集する。
- 3 定期総会は、原則として、年1回月に開催し、また、臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、開催する。
- 4 総会の議長は、理事兼務社員とする。
- 5 総会は、会員の過半数の出席により成立し、議事は別の定めのある場合を除き、出席者の過半数で決する。
- 6 総会の招集は、開催日の7日前までに社員に対し、会議の目的事項、日時及び場所の通知をしなければならない。

(総会の議決事項)

第16条 総会では、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 理事の選任又は解任
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び収支予算の決定又はその重要な変更
- (5) 事業報告及び予算計画、決算報告の承認
- (6) 参加者の交代の承認
- (7) その他、理事会が重要と認める事項

(理事会)

第17条 理事会は、総会に次ぐ議決機関であり、理事と事務局で構成する。

- 2 理事会は、理事長または事務局長が随時招集する。
- 3 理事会は、過半数の出席により成立し、議事は、出席者の過半数で決する。

(理事会の決定事項)

第18条 理事会では、次の事項を決定する。

- (1) 会則で定める事項
- (2) その他、本会の運営及び事業の執行に必要な事項

(事務局)

第19条 本会の会務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局の設置・運営に関する事項は、社員総会において決定する。

(任意退会)

第20条 会員は、事務局に書面により通知したうえで、退会できる。

- 2 前項の場合原則として既納の会費や入会金は一切返還しない。

(除名)

第21条 本会は、次に掲げる事由に該当する会員を、理事会の決議により除名できる。

- 1 (1) 6カ月以上にわたり会費の納入を怠った会員  
(2) 会則に反する行為のあった会員  
(3) その他本会の趣旨に反する行為のあった会員
- 2 前項の場合、その会員に対して、理事会の日の14日前までにその旨を通知し、理事会の場で弁明の機会を与える。

## 付 則

(実施時期)

本会則は、令和 元年 1 1 月 1 日から実施する。

以下余白